

第65回水産庁入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和6年9月24日)

開催日及び場所			令和6年6月28日(金)水産庁外国人応接室			
委員			山中 健児(弁護士) 久賀 みず保(鹿児島大学准教授)			
審議対象期間			令和5年10月1日～令和6年3月31日			
審議対象案件			93件 うち、1者応札案件27件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件			7件 うち、1者応札案件7件 (抽出率7. 5%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約		該当なし		
	業務	一般競争		該当なし		
		指名競争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		該当なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
			その他の随意契約		該当なし	
		物品・役務等	一般競争		4件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
			指名競争		該当なし	
	随意契約(企画競争・公募)		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
	随意契約(その他)		該当なし			
	(特記事項)					
	特になし					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	1. 令和5年度対馬海峡地区マウンド礁ブロック製作(その2)工事 長崎県壱岐市石田町印通寺港地先	
	・離島で行う工事ということで、施工業者に求められる特殊な要件のようなものは存在するのでしょうか。	・特殊な要件としての要件設定というものはございませんが、「長崎県内に本店、支店又は営業所を有する者」という地域要件を設定しております。
	2. 令和5年度糸満地区岸壁(-7.0m)本体工事 沖縄県糸満市糸満地先	
	・今回1者応札となった要因として「施行環境管理者とその要件を満たす技術者の手配ができなかった」とのことですが、これはかなり難しい要件になってくるのでしょうか。	・水産庁では「水産工学技士」という資格を有している者を「施工環境管理者」として配置を義務付ける工事の仕様設定を行っています。この資格は、毎年1回開催される資格取得のための講習会を受講することで取得することが可能です。
	3. 令和5年度水産基盤整備調査委託事業「設計参考図書の改訂に伴う漁場整備事業の技術的検討調査」	
	・今回1者応札となった要因として「専門性の高さ」ということですが、やはり漁港だといふところがポイントになってくるのでしょうか。	・調査の方法において鋼製魚礁やブロック魚礁の安定性の検討などを求めている、これらの設計や施工に関する業務経験がないことなどを理由に、入札参加を躊躇してしまうことが主な要因として考えられます。
	4. 令和5年度北海道赤潮対策緊急支援事業のうち漁場環境改善緊急対策事業	
	・アンケート結果を踏まえると、業務量とか項目が多岐にわたる、この辺りが主な理由で、特に何か業務内容の専門性でハードルが高いとか、この事業に関しては特段考えられないというのか、それを想定した改善というのは特段ないかと認識されているということでしょうか。	・北海道でモニタリング調査の技術開発とかを行うとなると、北海道で定期的に採水とかができるような設備を持っているようなことが必要になってくるので、どうしてもそこがハードルになるのかと思いますが、事業内容から北海道でやらないわけにはいかないの、そこはなかなか改善は難しいと思っています。
	5. (開洋丸)主機関及び主発電機関主軸受開放要具の購入	
	・契約の性質的に見ても、他社と競争させて選ぶというのが、性質上なじまないかとも思いましたが、その辺りは今後、ご検討ください。	・他のメーカーの参加は難しいと思いますが、卸売りをしている業者から購入することもできなくはないので、メーカー以外にも入札に参加する余地はあるのではと思います。
	6. (しんりゅう、やまと)船舶用電光表示シート修理業務	
	・特殊性はそれほどないような物品かという印象を持つので、もう少し入札があってもよかったのかというのは正直思うんですけども、その辺の物品の特殊性みたいなところはどのように認識されているのでしょうか	・特殊性はなく、他の業者が参入することはできると聞いていますが、ただ、使用している部品や配列などは開けてみないと分からないということで、どのくらいの金額を見積もっていいのかなど、他のメーカーのものについては、チャレンジしませんという声が聞けました。

	7. 令和5年度クロマグロの陸揚げ監視強化検討業務 ・随意契約になったことに関して、会計法29条の3の第4項の規定に基づいているというのですが、具体的には「契約の性質、目的が競争を許さない場合」、「緊急の必要により競争することができない場合」、「競争に付することが不利と認められる場合」の三つのタイプのどれに該当するというご判断になるのでしょうか。	・クロマグロの未報告事案の発生を受け、再発防止策として、法改正をして漁獲から流通までの個体管理を強化しました。それと併せて陸揚げの監視体制を強化していくことを水産庁の方針としております。法改正や制度改正に関わることで、価格を加味した競争は、契約の性質、目的から適当ではないと判断し、事業者が提案した業務内容だけで評価する随意契約(企画競争)としました。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	
〔これらに対し部局長が講じた措置〕		
事務局：水産庁漁政部漁政課 政策評価班		